

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	自然保護課	整理番号	1-4
許認可等の種類	特別保護地区内における行為の許可			
根拠法令条例等・条項	自然公園法第21条第3項			
許認可等の概要	<p>国立公園の特別保護地区内においては、次の行為は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>特別地域内において許可を要する行為及び 木竹の損傷、植物の植栽、播種、動物の放牧、屋外における物の集積、たき火、植物の採取・損傷、落葉落枝の採取、動物の捕獲、殺傷、卵の採取、車馬等乗入 等</p>			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定 (法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 自然公園法施行規則(昭和32年厚生省令第41号)第11条 内容は別紙のとおり</p> <p>備考 処分権限者については、行為が2以上の地方事務所の管轄区域に係るものにあつては、知事。それ以外については地方事務所長に委任。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	40日			
期間の制定根拠	自然公園許認可事務取扱要領(昭和56年3月20日付け 55自保第297号)部長通知			